公益財団法人豊田市文化振興財団　令和８年３月定時理事会

令和８年３月１９日（木）午後２時
豊田市民文化会館　多目的ホール

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　題

議案第２０号　令和７年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

議案第２１号　令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

議案第２２号　令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰について

議案第２３号　公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則について

議案第２４号　公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について

議案第２５号　公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

議案第２６号　公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則について

議案第２７号　重要な職員の選任及び解任について

４　報告事項

公益財団法人豊田市文化振興財団基本理念について

５　そ の 他

公益財団法人 豊田市文化振興財団　役員

役職名	氏　名	所属・役職等
理事長	豊田彬子	公益財団法人あすて　理事長
副理事長	杉山基明	元豊田市副市長
専務理事	藤本　聡	公益財団法人豊田市文化振興財団
理　事	青木　勉	豊田市地域活躍部長
理　事	河木照雄	豊田商工会議所　副会頭
理　事	佐伯英恵	豊田市教育委員会　委員
理　事	杉坂盛雄	ひまわりネットワーク株式会社　常務取締役
理　事	曽我史人	豊田市こども・若者部長
理　事	花光博之	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室　第１グループ長
理　事	八木健次	豊田市魅力創造部長
監　事	兼子浩一	税理士
監　事	竹内未帆	豊田市総務部　副部長

令和７年度　議案第２０号

令和７年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、令和７年度予算の補正を行い、適正な執行を図りたいからである。

補正予算書（損益ベース）

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

（単位：円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,243,000	0	1,243,000
基本財産受取利息	1,243,000	0	1,243,000
特定資産運用益	1,462,000	0	1,462,000
退職給付引当資産受取利息	1,282,000	0	1,282,000
傷害互助会積立資産受取利息	180,000	0	180,000
受取会費	4,875,000	0	4,875,000
会員受取会費	4,875,000	0	4,875,000
事業収益	93,100,000	0	93,100,000
市民文化会館事業収益	7,287,000	0	7,287,000
総合野外センター事業収益	16,125,000	0	16,125,000
青少年センター事業収益	405,000	0	405,000
科学体験館事業収益	1,630,000	0	1,630,000
文化事業収益	8,835,000	0	8,835,000
コンサートホール事業収益	50,103,000	0	50,103,000
市民文化会館販売事業収益	1,705,000	0	1,705,000
総合野外センター販売事業収益	22,000	0	22,000
交流館販売事業収益	5,928,000	0	5,928,000
産業文化センター販売事業収益	631,000	0	631,000
青少年センター販売事業収益	241,000	0	241,000
教職員会館販売事業収益	188,000	0	188,000
受取補助金等	1,511,537,000	37,515,000	1,549,052,000
受取人事管理補助金	1,511,537,000	37,515,000	1,549,052,000
事業受託収益	1,131,497,000	62,513,000	1,194,010,000
指定管理等収益	1,121,811,000	62,513,000	1,184,324,000
青少年センター事業受託収益	2,162,000	0	2,162,000
シニアアカデミー受託収益	7,524,000	0	7,524,000
受取助成金	1,800,000	0	1,800,000
受取助成金	1,800,000	0	1,800,000
受取負担金	198,892,000	0	198,892,000
受取市民文化会館事業負担金	394,000	0	394,000
受取総合野外センター事業負担金	830,000	0	830,000
受取青少年センター事業負担金	11,119,000	0	11,119,000
受取文化事業負担金	77,785,000	0	77,785,000
受取コンサートホール事業負担金	108,764,000	0	108,764,000
受取保険金等	4,700,000	0	4,700,000
受取掛金	3,750,000	0	3,750,000
受取保険金	950,000	0	950,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金振替額	0	0	0

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収益	400,000	0	400,000
受取利息	400,000	0	400,000
経常収益計	2,949,646,000	100,028,000	3,049,674,000
(2) 経常費用			
事業費	2,954,857,000	99,990,000	3,054,847,000
役員報酬	7,635,000	0	7,635,000
給料手当	1,144,860,000	28,750,000	1,173,610,000
法定福利費	216,096,000	0	216,096,000
福利厚生費	2,305,000	0	2,305,000
賞与引当金繰入額	95,825,000	0	95,825,000
退職給付費用	61,218,000	8,727,000	69,945,000
賃金	1,795,000	0	1,795,000
報償費	71,097,000	0	71,097,000
旅費	5,349,000	0	5,349,000
交際費	120,000	0	120,000
消耗品費	51,359,000	0	51,359,000
燃料費	14,244,000	3,218,000	17,462,000
食糧費	1,719,000	0	1,719,000
印刷製本費	27,592,000	0	27,592,000
光熱水費	235,077,000	56,321,000	291,398,000
修繕費	55,851,000	1,602,000	57,453,000
医薬材料費	155,000	0	155,000
賄材料費	11,916,000	0	11,916,000
通信運搬費	19,187,000	0	19,187,000
広告料	4,742,000	0	4,742,000
手数料	52,527,000	1,372,000	53,899,000
筆耕翻訳料	253,000	0	253,000
保険料	6,984,000	0	6,984,000
委託料	741,712,000	0	741,712,000
使用料	114,057,000	0	114,057,000
原材料費	536,000	0	536,000
負担金	6,710,000	0	6,710,000
寄付金	500,000	0	500,000
公課費	2,093,000	0	2,093,000
見舞金	1,343,000	0	1,343,000
管理費	4,388,000	38,000	4,426,000
役員報酬	470,000	0	470,000
給料手当	1,145,000	29,000	1,174,000
法定福利費	245,000	0	245,000
福利厚生費	71,000	0	71,000
賞与引当金繰入額	96,000	0	96,000
退職給付費用	61,000	9,000	70,000
報償費	506,000	0	506,000
旅費	7,000	0	7,000
交際費	137,000	0	137,000
消耗品費	42,000	0	42,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
燃料費	6,000	0	6,000
食糧費	10,000	0	10,000
印刷製本費	113,000	0	113,000
光熱水費水費	12,000	0	12,000
修繕費	9,000	0	9,000
賄材料費	6,000	0	6,000
通信運搬費	28,000	0	28,000
手数料	326,000	0	326,000
保険料	13,000	0	13,000
使用料	295,000	0	295,000
負担金	749,000	0	749,000
公課費	41,000	0	41,000
経常費用計	2,959,245,000	100,028,000	3,059,273,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
当期一般正味財産増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
一般正味財産期首残高	79,773,941	0	79,773,941
一般正味財産期末残高	70,174,941	0	70,174,941
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	412,435,000	0	412,435,000
指定正味財産期末残高	412,435,000	0	412,435,000
Ⅲ 正味財産期末残高	482,609,941	0	482,609,941

令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算の概要

【要旨】

事業受託収益等の増に伴い、経常収益計を100,028千円増額し3,049,674千円、経常収益増に伴う事業費等の増のため経常費用計を100,028千円増額し3,059,273千円に補正する。

〔単位：千円〕

科　目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説　　明
【一般正味財産増減の部：経常増減の部】				
受取補助金等	1,511,537	37,515	1,549,052	・総務課　令和7年人事院勧告に準じた給料月額及び賞与支給率の引上げに伴う増37,515千円
事業受託収益	1,131,497	62,513	1,194,010	・市民文化会館　光熱水費に不足が生じるため指定管理料の増10,000千円 ・総合野外センター　光熱水費等に不足が生じるため指定管理料の増950千円 ・交流館　光熱水費等に不足が生じるため指定管理料の増49,443千円 ・産業文化センター　光熱水費に不足が生じるため指定管理料の増2,120千円
経常収益計	**2,949,646**	**100,028**	**3,049,674**	
事業費	2,954,857	99,990	3,054,847	・事業費の増99,990千円（うち給料手当28,750千円、退職給付費用8,727千円、燃料費3,218千円、光熱水費56,321千円、修繕費1,602千円、手数料1,372千円）
管理費	4,388	38	4,426	・管理費の増38千円（うち給料手当29千円、退職給付費用9千円）
経常費用計	**2,959,245**	**100,028**	**3,059,273**	
一般正味財産期首残高	79,773	0	79,773	
一般正味財産期末残高	**70,174**	**0**	**70,174**	
【指定正味財産増減の部】				
指定正味財産期首残高	412,435	0	412,435	
指定正味財産期末残高	**412,435**	**0**	**412,435**	
【正味財産期末残高】				
正味財産期末残高	**482,609**	**0**	**482,609**	

令和７年度　議案第２１号

令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、定款第１１条第１項の規定に基づき、令和８年度事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて決議を得たいからである。

令和７年度　議案第２２号

令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、表彰規則第９条の規定に基づき、令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰の承認を得たいからである。

令和８年３月６日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊 田 彬 子　様

公益財団法人豊田市文化振興財団
表彰審査会　委員長　高橋　秀治

令和８年度公益財団法人豊田市文化振興財団表彰審査結果について（答申）

このことについて、下記のとおり公益財団法人豊田市文化振興財団表彰審査会審査結果を答申いたします。

記

１	開催日時	令和８年３月６日（金）午後１時３０分
２	会　　場	豊田市民文化会館　展示室Ｃ・Ｄ
３	審査結果	令和８年度豊田市文化振興財団表彰答申一覧のとおり
４	添付書類	表彰審査会委員名簿

令和8年度豊田市文化振興財団表彰　答申一覧

年齢は令和8年6月7日現在

【豊田文化賞】内定者なし

豊田市の文化の振興に顕著な功績があり、人格や見識が分野を越えて社会に模範的影響を与え、その業績が多くの人々に認知されるとともに最も文化的と賞賛されるおおむね70歳以上の個人又は団体

【豊田芸術選奨】内定者なし

豊田市の芸術文化の振興に顕著な功績があり、その芸術活動としての美的価値の創造、表現が最も優れ、賞賛される個人又は団体

【豊田文化功労賞】10名

おおむね15年以上にわたる地道な活動により、豊田市の文化の振興に顕著な功績があり、優れた業績をあげた個人又は団体

①	井上（イノウエ）　京（タカシ）	クラリネット・指導者	71歳	豊田市活動拠点
②	加藤（カトウ）　南美子（ナミコ）	絞り染め	83歳	豊田市活動拠点
③	菊花（キクハナ）　寿之丞（ヒサノジョウ）	日本舞踊	78歳	豊田市在住
④	田中（タナカ）　和枝（カズエ）	洋画	78歳	豊田市在住
⑤	藤岡歌舞伎（フジオカカブキ）	伝統芸能	平成14年設立	豊田市活動拠点
⑥	山下（ヤマシタ）　正則（マサノリ）　（山下（ヤマシタ）　桐軒（ドウケン））	書道	71歳	豊田市在住
⑦	こども図書室（トショシツ）ボランティア	文化振興	平成7年設立	豊田市活動拠点
⑧	TIA（ティーアイエー）ボランティアグループ　E-IFF（イーアイエフエフ）	文化交流	昭和63年設立	豊田市活動拠点
⑨	あすけ聞き（キ）書き（ガ）隊（タイ）	オーラル・ヒストリー	平成24年設立	豊田市活動拠点
⑩	坂元（サカモト）　正弘（マサヒロ）	青少年育成	70歳	豊田市在住

【豊田文化奨励賞】2名

豊田市の文化の担い手として、その業績が顕著で、将来が嘱望されるおおむね45歳以下の個人又は団体

①	農村舞台寳榮座協議会（ノウソンブタイホウエイザキョウギカイ）	地域文化	平成29年設立	豊田市活動拠点
②	安藤（アンドウ）　幹甫（ミキホ）	青少年育成	33歳	豊田市活動拠点

【豊田文化新人賞】1名

国内外の芸術文化のコンクール等において優秀な成績を収め、豊田市の文化の振興に将来の活躍が期待されるおおむね30歳以下の個人又は団体

①	纐纈（コウケツ）　羅紗（ラサ）	声楽	21歳	豊田市在住

令和７年度　表彰審査会委員名簿

選出区分	氏　名	役　職　等
学識経験者	高橋秀治	豊田市美術館館長
	都築正道	中部大学名誉教授
	山本富章	愛知県立芸術大学名誉教授
市民代表	甲村敬司	豊田市青少年健全育成推進協議会会長【新任】
	塚本　誠	前株式会社豊田スタジアム専務取締役
	永田真理子	若い芽を育てる会代表
豊田市	曽我史人	豊田市こども・若者部長【新任】
	八木健次	豊田市魅力創造部長

○　表彰審査委員　　８名

※任期：令和７年度末に行う、次年度表彰の表彰審査会の終了まで

令和７年度　議案第２３号

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、とよたシニアアカデミー事業の受託終了及び公益財団法人豊田市国際交流協会との合併に伴い、組織及び事務分掌を変更したいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則（平成２３年３月２９日議決）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表中

「

総　務　部	教　職　員　会　館 とよたシニアアカデミー

」

を

「

総　務　部	教　職　員　会　館

」

に、

「

文　化　部	コンサートホール・能楽堂

」

を

「

文　化　部	コンサートホール・能楽堂 ＴＩＡ活動センター

」

に改める。

第８条中第８号を削り、第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）ＴＩＡ活動センター

ア　国際交流及び国際理解の推進に関すること。

イ　多文化共生の地域づくりの推進に関すること。

ウ　国際交流、国際理解及び多文化共生を推進する人材の育成に関すること。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団組織規則の新旧対照表

旧

（組織）

第２条　（略）

２　各部の組織は、次のとおりとする。

部	課及び事務所
総務部	総務課
	交流館課
	教職員会館
	とよたシニアアカデミー
	逢妻交流館
	旭交流館
	（中略）
文化部	文化事業課
	市民文化会館
	コンサートホール・能楽堂
青少年部	青少年センター
	総合野外センター
	産業文化センター

（事務所の個別の事務分掌）

第８条　（略）

（１）～（４）　（略）

[追加]

（５）青少年センター

ア～ウ　（略）

（６）総合野外センター

ア　（略）

（７）産業文化センター

ア　（略）

（８）とよたシニアアカデミー

ア　シニア活躍支援事業等の実施に関すること。

新

（組織）

第２条　（略）

２　各部の組織は、次のとおりとする。

部	課及び事務所
総務部	総務課
	交流館課
	教職員会館
	逢妻交流館
	旭交流館
	（中略）
文化部	文化事業課
	市民文化会館
	コンサートホール・能楽堂
	ＴＩＡ活動センター
青少年部	青少年センター
	総合野外センター
	産業文化センター

（事務所の個別の事務分掌）

第８条　（略）

（１）～（４）　（略）

（５）ＴＩＡ活動センター

ア　国際交流及び国際理解の推進に関すること。

イ　多文化共生の地域づくりの推進に関すること。

ウ　国際交流、国際理解及び多文化共生を推進する人材の育成に関すること。

（６）青少年センター

ア～ウ　（略）

（７）総合野外センター

ア　（略）

（８）産業文化センター

ア　（略）

[削除]

令和７年度　議案第２４号

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）

この案を提出するのは、公益財団法人豊田市国際交流協会との合併及び豊田市からの「市職員の休暇等制度の見直し」の通知に伴い、勤務時間及び休憩時間の追加並びに社会貢献活動休暇の取得要件の拡大を行うほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則（平成２３年３月２９日議決）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号を第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

（４）午前１０時１５分から午後７時まで

第６条第１項第１号の次に次の１号を加える。

（２）午前８時４５分から午後５時３０分まで

第９条の表中「第１号」を「第１号及び第２号」に、「第２号」を「第３号及び第４号」に、「第３号」を「第５号」に、「第４号」を「第６号」に改める。

第２２条第１項の表中

「

１７　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において６日の範囲内の期間

」

を

「

１７　職員が自発的に、次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年度において６日の範囲内の期間

」

に改める。

附則中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

（合併に伴う年次休暇の特例）

３　合併前の公益財団法人豊田市国際交流協会の職員で、合併後引き続き財団の職員となった者が、令和７年度に付与されていた年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数又は時間数は、令和８年度に限って利用することができるものとする。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の新旧対照表

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
（勤務時間）
第６条　職員の勤務時間は１日７時間４５分とし、就業時間は原則として次のとおりとする。
（１）午前８時３０分から午後５時１５分まで
[追加]
（２）午前９時３０分から午後６時１５分まで
[追加]
（３）午後０時４５分から午後９時３０分まで
（４）午後５時４５分から翌日の午前１０時まで
２～５　（略）
（休憩時間）
第９条　休憩時間は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>勤務時間別</th><th>休憩時間</th></tr>
<tr><td>第６条第１項第１号</td><td>正午から午後１時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第２号</td><td>午後１時から午後２時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第３号</td><td>午後５時から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第４号</td><td>午後１０時から翌日の午前６時まで
及び午前８時から８時３０分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、業務遂行上、理事長が必要と認めた場合は、休憩時間を変更することができる。</td></tr>
</table>
</td><td>
（勤務時間）
第６条　職員の勤務時間は１日７時間４５分とし、就業時間は原則として次のとおりとする。
（１）午前８時３０分から午後５時１５分まで
（２）午前８時４５分から午後５時３０分まで
（３）午前９時３０分から午後６時１５分まで
（４）午前１０時１５分から午後７時まで
（５）午後０時４５分から午後９時３０分まで
（６）午後５時４５分から翌日の午前１０時まで
２～５　（略）
（休憩時間）
第９条　休憩時間は、次表のとおりとする。
<table>
<tr><th>勤務時間別</th><th>休憩時間</th></tr>
<tr><td>第６条第１項第１号及び第２号</td><td>正午から午後１時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第３号及び第４号</td><td>午後１時から午後２時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第５号</td><td>午後５時から午後６時まで</td></tr>
<tr><td>〃　第６号</td><td>午後１０時から翌日の午前６時まで
及び午前８時から８時３０分まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">ただし、業務遂行上、理事長が必要と認めた場合は、休憩時間を変更することができる。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（特別休暇）

第２２条　特別休暇は、次の表に定める基準による。

原　　因	期　　間
１７　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき （１）　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）　（略）	一の年度において６日の範囲内の期間

２～４　（略）

附　則

１　（略）

２　（略）

[追加]

３　（略）

４　（略）

（特別休暇）

第２２条　特別休暇は、次の表に定める基準による。

原　　因	期　　間
１７　職員が自発的に、＿＿＿＿＿＿＿＿次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき （１）　（略） （２）　（略） （３）　（略） （４）　（略）	一の年度において６日の範囲内の期間

２～４　（略）

附　則

１　（略）

２　（略）

（合併に伴う年次休暇の特例）

３　合併前の公益財団法人豊田市国際交流協会の職員で、合併後引き続き財団の職員となった者が、令和７年度に付与されていた年次休暇のうち当該年度に利用しなかった日数又は時間数は、令和８年度に限って利用することができるものとする。

４　（略）

５　（略）

令和７年度　議案第２５号

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）

この案を提出するのは、豊田市からの「通勤手当の見直しについて」の通知及び公益財団法人豊田市国際交流協会との合併に伴い、通勤手当の見直し及び公益財団法人豊田市国際交流協会での勤務年数の加算適用を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（平成２３年３月２９日議決）の一部を次のように改正する。

第２２条第１項第２号中「３，９００円」を「３，８００円」に、「５，５００円」を「５，３００円」に、「７，１００円」を「６，９００円」に、「９，９００円」を「９，６００円」に、「１３，９００円」を「１３，４００円」に、「１７，９００円」を「１７，３００円」に、「２１，９００円」を「２１，１００円」に、「２５，９００円」を「２５，０００円」に、「２９，９００円」を「２８，８００円」に、「３３，９００円」を「３２，７００円」に、「３７，９００円」を「３６，５００円」に、「４１，８００円」を「４０，４００円」に、「４５，８００円」を「４４，２００円」に、「４９，８００円」を「４８，１００円」に改める。

附則第３項中「及び財団法人豊田市文化振興財団」を「、財団法人豊田市文化振興財団及び公益財団法人豊田市国際交流協会」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表

旧	新
（通勤手当）	（通勤手当）
第２２条　（略）	第２２条　（略）
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
ア　片道２㌔メートル未満 ０円	ア　片道２㌔メートル未満 ０円
イ　片道２㌔メートル以上４㌔メートル未満 2,300円	イ　片道２㌔メートル以上４㌔メートル未満 2,300円
ウ　片道４㌔メートル以上６㌔メートル未満 3,900円	ウ　片道４㌔メートル以上６㌔メートル未満 3,800円
エ　片道６㌔メートル以上８㌔メートル未満 5,500円	エ　片道６㌔メートル以上８㌔メートル未満 5,300円
オ　片道８㌔メートル以上10㌔メートル未満 7,100円	オ　片道８㌔メートル以上10㌔メートル未満 6,900円
カ　片道10㌔メートル以上15㌔メートル未満 9,900円	カ　片道10㌔メートル以上15㌔メートル未満 9,600円
キ　片道15㌔メートル以上20㌔メートル未満 13,900円	キ　片道15㌔メートル以上20㌔メートル未満 13,400円
ク　片道20㌔メートル以上25㌔メートル未満 17,900円	ク　片道20㌔メートル以上25㌔メートル未満 17,300円
ケ　片道25㌔メートル以上30㌔メートル未満 21,900円	ケ　片道25㌔メートル以上30㌔メートル未満 21,100円
コ　片道30㌔メートル以上35㌔メートル未満 25,900円	コ　片道30㌔メートル以上35㌔メートル未満 25,000円
サ　片道35㌔メートル以上40㌔メートル未満 29,900円	サ　片道35㌔メートル以上40㌔メートル未満 28,800円
シ　片道40㌔メートル以上45㌔メートル未満 33,900円	シ　片道40㌔メートル以上45㌔メートル未満 32,700円
ス　片道45㌔メートル以上50㌔メートル未満 37,900円	ス　片道45㌔メートル以上50㌔メートル未満 36,500円
セ　片道50㌔メートル以上55㌔メートル未満 41,800円	セ　片道50㌔メートル以上55㌔メートル未満 40,400円
ソ　片道55㌔メートル以上60㌔メートル未満 45,800円	ソ　片道55㌔メートル以上60㌔メートル未満 44,200円
タ　片道60㌔メートル以上 49,800円	タ　片道60㌔メートル以上 48,100円
（３）　（略）	（３）　（略）

（4）　（略） 2～4　（略） 附　則 1　（略） 2　（略） （勤務年数の加算適用） 3　財団法人豊田市文化施設管理協会、財団法人豊田市青少年教育協会、財団法人豊田市文教施設協会、財団法人豊田文化協会、財団法人豊田市汚水処理施設管理公社及び財団法人豊田市文化振興財団の勤務年数は、加算適用するものとする。 4～7　（略）	（4）　（略） 2～4　（略） 附　則 1　（略） 2　（略） （勤務年数の加算適用） 3　財団法人豊田市文化施設管理協会、財団法人豊田市青少年教育協会、財団法人豊田市文教施設協会、財団法人豊田文化協会、財団法人豊田市汚水処理施設管理公社、財団法人豊田市文化振興財団及び公益財団法人豊田市国際交流協会の勤務年数は、加算適用するものとする。 4～7　（略）

令和７年度　議案第２６号

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、豊田市からの「豊田市職員旅費条例の改正について」の通知に伴い、情勢に的確に対応するため、宿泊費基準額の見直しを行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則（平成２３年3月２９日議決）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１１条、第１３条関係）

宿泊費基準額及び宿泊手当の額

区　分	宿泊費基準額（１夜につき）		宿泊手当（１夜につき）
	（１）役員及び評議員	（２）（１）以外の職務にある者	
	円	円	円
北海道	２０，０００	１５，０００	２，４００
青森県	１６，０００	１２，０００	
岩手県	１３，０００	１０，０００	
宮城県	１６，０００	１２，０００	
秋田県	１４，０００	１１，０００	
山形県	１３，０００	１０，０００	
福島県	１２，０００	９，０００	
茨城県	１４，０００	１１，０００	
栃木県	１４，０００	１１，０００	
群馬県	１６，０００	１２，０００	
埼玉県	２１，０００	１６，０００	
千葉県	２２，０００	１７，０００	
東京都	２７，０００	２１，０００	
神奈川県	２１，０００	１６，０００	
新潟県	２１，０００	１６，０００	
富山県	１４，０００	１１，０００	
石川県	１３，０００	１０，０００	
福井県	１３，０００	１０，０００	
山梨県	１７，０００	１３，０００	
長野県	１７，０００	１３，０００	
岐阜県	１７，０００	１３，０００	
静岡県	１６，０００	１２，０００	

愛知県	１６，０００	１２，０００	
三重県	１６，０００	１２，０００	
滋賀県	１４，０００	１１，０００	
京都府	２６，０００	２０，０００	
大阪府	２１，０００	１６，０００	
兵庫県	２２，０００	１７，０００	
奈良県	１６，０００	１２，０００	
和歌山県	１４，０００	１１，０００	
鳥取県	１２，０００	９，０００	
島根県	１６，０００	１２，０００	
岡山県	１８，０００	１４，０００	
広島県	１８，０００	１４，０００	
山口県	１２，０００	９，０００	
徳島県	１３，０００	１０，０００	
香川県	２０，０００	１５，０００	
愛媛県	１６，０００	１２，０００	
高知県	１６，０００	１２，０００	
福岡県	２２，０００	１７，０００	
佐賀県	１４，０００	１１，０００	
長崎県	１７，０００	１３，０００	
熊本県	１８，０００	１４，０００	
大分県	１４，０００	１１，０００	
宮崎県	１４，０００	１１，０００	
鹿児島県	１４，０００	１１，０００	
沖縄県	１６，０００	１２，０００	

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の新旧対照表

旧

別表（第１１条、第１３条関係）

区　分	宿泊費基準額（１夜につき）		宿泊手当（１夜につき）
	（１）役員及び評議員	（２）（１）以外の職務にある者	
	円	円	円
北海道	１８，０００	１３，０００	２，４００
青森県	１５，０００	１１，０００	
岩手県	１３，０００	９，０００	
宮城県	１４，０００	１０，０００	
秋田県	１５，０００	１１，０００	
山形県	１４，０００	１０，０００	
福島県	１１，０００	８，０００	
茨城県	１５，０００	１１，０００	
栃木県	１４，０００	１０，０００	
群馬県	１４，０００	１０，０００	
埼玉県	２７，０００	１９，０００	
千葉県	２４，０００	１７，０００	
東京都	２７，０００	１９，０００	
神奈川県	２２，０００	１６，０００	
新潟県	２２，０００	１６，０００	
富山県	１５，０００	１１，０００	
石川県	１３，０００	９，０００	
福井県	１４，０００	１０，０００	
山梨県	１７，０００	１２，０００	
長野県	１５，０００	１１，０００	
岐阜県	１８，０００	１３，０００	
静岡県	１３，０００	９，０００	
愛知県	１５，０００	１１，０００	
三重県	１３，０００	９，０００	
滋賀県	１５，０００	１１，０００	
京都府	２７，０００	１９，０００	
大阪府	１８，０００	１３，０００	

兵庫県	１７，０００	１２，０００
奈良県	１５，０００	１１，０００
和歌山県	１５，０００	１１，０００
鳥取県	１１，０００	８，０００
島根県	１３，０００	９，０００
岡山県	１４，０００	１０，０００
広島県	１８，０００	１３，０００
山口県	１１，０００	８，０００
徳島県	１４，０００	１０，０００
香川県	２１，０００	１５，０００
愛媛県	１４，０００	１０，０００
高知県	１５，０００	１１，０００
福岡県	２５，０００	１８，０００
佐賀県	１５，０００	１１，０００
長崎県	１５，０００	１１，０００
熊本県	２０，０００	１４，０００
大分県	１５，０００	１１，０００
宮崎県	１７，０００	１２，０００
鹿児島県	１７，０００	１２，０００
沖縄県	１５，０００	１１，０００

公益財団法人豊田市文化振興財団旅費規則の新旧対照表

新

別表（第１１条、第１３条関係）

区　分	宿泊費基準額（１夜につき）		宿泊手当（１夜につき）
	（１）役員及び評議員	（２）（１）以外の職務にある者	
	円	円	円
北海道	２０，０００	１５，０００	２，４００
青森県	１６，０００	１２，０００	
岩手県	１３，０００	１０，０００	
宮城県	１６，０００	１２，０００	
秋田県	１４，０００	１１，０００	
山形県	１３，０００	１０，０００	
福島県	１２，０００	９，０００	
茨城県	１４，０００	１１，０００	
栃木県	１４，０００	１１，０００	
群馬県	１６，０００	１２，０００	
埼玉県	２１，０００	１６，０００	
千葉県	２２，０００	１７，０００	
東京都	２７，０００	２１，０００	
神奈川県	２１，０００	１６，０００	
新潟県	２１，０００	１６，０００	
富山県	１４，０００	１１，０００	
石川県	１３，０００	１０，０００	
福井県	１３，０００	１０，０００	
山梨県	１７，０００	１３，０００	
長野県	１７，０００	１３，０００	
岐阜県	１７，０００	１３，０００	
静岡県	１６，０００	１２，０００	
愛知県	１６，０００	１２，０００	
三重県	１６，０００	１２，０００	
滋賀県	１４，０００	１１，０００	
京都府	２６，０００	２０，０００	
大阪府	２１，０００	１６，０００	

兵庫県	22,000	17,000
奈良県	16,000	12,000
和歌山県	14,000	11,000
鳥取県	12,000	9,000
島根県	16,000	12,000
岡山県	18,000	14,000
広島県	18,000	14,000
山口県	12,000	9,000
徳島県	13,000	10,000
香川県	20,000	15,000
愛媛県	16,000	12,000
高知県	16,000	12,000
福岡県	22,000	17,000
佐賀県	14,000	11,000
長崎県	17,000	13,000
熊本県	18,000	14,000
大分県	14,000	11,000
宮崎県	14,000	11,000
鹿児島県	14,000	11,000
沖縄県	16,000	12,000

令和７年度　議案第２７号

重要な職員の選任及び解任について

上記の議案を提出する。

令和８年３月１９日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、定款第３８条第２項第３号の規定に基づき、重要な職員の選任及び解任について、承認を得たいからである。

部長職にある職員の任免

役　職　名	新職員（選任者）	現職員（解任者）
総務部長	久　米　裕　之 （令和８年４月１日付）	加　藤　純　也 （令和８年３月３１日付）